

# 工場および指定作業場に係る「騒音」の規制基準

(条例第68条、別表第7五)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分				
		6 時 朝	8 時 昼間	19 時 夕	23 時 夜間	6 時
第 1 種 区 域	あてはめ地域					
	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域 第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域 A A 地 域 前号に接する地先及び水面	40	45	40	40	
第 2 種 区 域	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 (第 1 種 区 域 を 除 く。) 第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 (第 1 種 区 域 を 除 く。) 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 ※ 第 1 特 別 地 域 無 指 定 地 域 (第 1、第 3、 第 4 種 区 域 を 除 く。)	45	50	45	45	
				20 時		
第 3 種 区 域	近 隣 商 業 地 域 (第 1 特 別 地 域 を 除 く。) 商 業 地 域 (第 1 特 別 地 域 を 除 く。) 準 工 業 地 域 (第 1 特 別 地 域 を 除 く。) ※ 第 2 特 別 地 域 前号に接する地先及び水面	55	60	55	50	
第 4 種 区 域	工 業 地 域 (第 1、第 2 特 別 地 域 を 除 く。) ※ 第 3 特 別 地 域 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

# 工場および指定作業場に係る「振動」の規制基準

(条例第68条別表第7の6)

区域の区分		敷地の境界における振動の大きさ			
		時間の区分			
あてはめ地域		8時	昼間	19	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60		55	8
	第2種低層住居専用地域				
第1種区域	第1種中高層住居専用地域	60		55	8
	第2種中高層住居専用地域				
第1種区域	第1種住居地域	60		55	8
	第2種住居地域				
第1種区域	準住居地域	60		55	8
	用途地域の定めのない地域				
第2種区域	近隣商業地域	65		60	20時
	商業地域				
第2種区域	準工業地域	65		60	20時
	工業地域				

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の工場又は指定作業場：当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 2 振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
- 3 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場：適用しない。